

令和2年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招集年月日	令和3年3月8日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年3月8日 午後1時30分		会長	杉下 和治	
	閉会	令和3年3月8日 午後2時10分		会長	杉下 和治	
応(不応) 招委員 及び出席並びに 欠席委員	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 横臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	21番 宮原 久子 22番 福永 高嗣					
出席した農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第3回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 開会いたします。御起立ください。着席ください。ただいまから、令和2年度第12回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。春なお陽気になりまして、たばこのほうもですね、植えつけが始まりまして、忙しくなると思いますので、健康管理、そしてまた、けが等には十分注意されますように、よろしくお願ひします。そしてですね、8時半から、昨年の11月に、行いました女性との農業者との意見交換会の要望書をですね、町長に、提出をいたしました。これから、町の運営に、よろしくお願ひしますということで、少し意見交換会をしました。その中でですね、町長が、今度の10日から、議会が始まりますけれども、その中で一応考えておられるのが、稼げる農業を目指すために、農産物の販売強化のために外部の有識者を入れたアドバイザーを入れて、システムの提案を計画されております。経営、今、経営診断、社との、経営診断ですね、されておりますけれども、それと両立して、考えていって、考えていきたいということを、この議会で提案させていただきたいということでした。それから今ですね大型牽引とか、それから大特の免許に対しての助成も、お願いしたいということで、職務代理のほうから、町長のほうに要望があったんですけども、今のところ、大体、令和2年が、1番、免許を取る人たちが増えて、これから先は、少なくなっていくんじゃないかなということで、予算的には、厳しいということでした。それに加えてですね、牽引、例えばロードカーとか、それから、AP1ひく運搬車、そういうのに、ウインカーをつける、ようなどに、補助対象広げて、そういうふうに補助をしたいということを、提案されておりました。これも今回、今度の、議会に、提案したいということで、答弁がありましたので、お知らせしておきます。以上です。よろしくお願ひします。本日はですね、全員出席ですので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、21番、宮原久子委員。22番、福永高嗣議員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による、通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料2ページ目を、左側をごらんください。今回は8件の合意解約となっております。解約について、申請番号21番から22番は、第三者貸し付けのため、申請番号23番は、農地中間管理事業貸し付けのため、申請番号24番から28番が、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方、挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。許可不要、転用届4件について報告いたします。資料は、2ページ右側からになります。申請番号7番について、町外の法人の方で、台帳、現況、ともに田。1筆で、面積は2,744平米のうち4平米で、携帯電話、無線基地局として、許可不要届を提出されるものです。電信電話等に係る申請は、6ページ左側にあるように、県の承認が必要で、その後、町への届けとなるものです。現地は、岡原南、福元寺から南西200メートルほどのハウスの敷地、ハウスの畠、田んぼですが、その敷地外になります。次に、資料は、6ページ、右側になります。申請番号8番について、町内の個人の方で、台帳、現況、ともに畠、一筆で、面積は165平米。家畜の運動場。現地調査をしましたところ、機械倉庫を兼ねるようなつくりとなっていましたが、農業用に供するものということで確認はしてきており

ます。許可不要届を提出されているものです。現地は、免田西黒田地区、申請人の自宅近くになります。次に、資料は、8ページ、右側になります。申請番号9番について、町内の個人の方で、台帳、現況、ともに畠、一筆で、面積は914平米のうち、184平米、畜舎への進入通路として、許可不要届を提出されるものです。現地は、上西、尾鉢地区、養豚団地、隣になります。なお、9ページ、左側の地図、申請地隣の、用悪水路、3152-43については、上村土地改良区所有ですが、そこからの同意書もえております。次に、資料は、10ページ、左側になります。申請番号10番について、町内の個人の方で、台帳、現況とともに田、一筆で、面積は3,503平米のうち200平米。農機具置き場として許可不要届を提出されるものです。現地は、免田東、北築地地区、国道から井川沿い100メーターほど下流側になります。4件、いずれも周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上、報告を終わります。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、農地所有適格法人の報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料11ページ右側からごらんください。今回は、1件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料12ページ、左側。農業生産法人経営概要表に記載しております。こちらにつきましては、令和2年8月1日現在となっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それでは、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、12ページ右側からになります。今回は4件の審議をお願いいたします。申請番号27番ですが、資料は、13ページ左側から15ページ、左側になります。譲り渡し人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。譲受人の法人は、14ページ、左側の斜線部分に計画中の育苗センターの拡大部分ですが、そこに配管するため、今回、水管、水の管ですね、を埋設することです。敷地としては、あぜの敷地で、深さ50センチのため、耕作に支障はないものと思われます。そのため、地下の一定部分に工作物を設置して利用する、区分地上権設定の申請となっています。3条許可要件ですが、当申請は、民法第269条の2に規定されている、地上権に内容を同じくする、区分地上権の設定によるものであるため、農地法第3条許可要件は求められません。埋設工事については、農地所有者及び耕作者からの同意が得られており、申請地及び周辺の営農に支障を生ずる恐れはないと認められるため、問題ないと考えます。

次に、申請番号28番ですが、資料は、15ページ右側から、18ページ、左側になります。譲り渡し人、譲受人はともに、町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況、ともに田です。面積は402平米となっております。移転する契約としましては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地に水稻を作付される予定です。

次に、申請番号29番ですが、資料は、18ページ右側から、22ページ、右側になります。譲り渡し人、譲受人はともに、町内の個人の方です。移転する土地としましては、6筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は合計5,381平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地に水稻や、野菜を作付される予定です。

次に申請番号30番ですが、資料は23ページ、左側から25ページ、右側になります。譲り渡し人は、

町内の方、譲受人は町外の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は、台帳、現況とも田です。面積は合計1,607平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、10アール当たり20万円です。譲受人は、申請地に野菜などを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。失礼しました。申請番号30番、現況は田んぼと申しましたが、現況は畑でございます。失礼しました。よろしくお願ひします。

◎農業委員会長（杉下 和治君）　はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号27番の案件について、7番委員の藤本委員より、申請番号28番の案件について、2番委員の橋口委員より、申請番号29番の案件について、1番委員の深松委員より、申請番号30番の案件について、8番委員の松本委員より報告をお願いします。

○7番委員（藤本 勇二君）　はい。それでは今朝、現地確認をしましたので報告をさせていただきます。まず27番の件ですが、いずれ私には町内の個人の方で、譲受人は農業組合法人でございます。地役権の設定の申請になりますけれど、場所はですね、14ページの左側を見ていただきますと、JAくまの中球磨支所があります。その南側のほうにですね、百太郎溝がありますけれど、その百太郎溝の横がすぐハウスになっております。その隣の水田に今回の申請地はなるわけでございますが、まずここに、畦畔に配管を埋設するということでですね、15ページの右側のほうを見てもらいますと、1,268番の2番地の間にですね、畦畔の斜めにしてあります。この部分にですね、14ページの右側に説明がある、60センチ程度のですね、穴を掘って、配管を設置するという申請が来ております。これは将来ですね、先ほど言いました農業組合法人の駐車場が北側のほうにありますけれど、ここに水稻の苗を広げる予定でございます。水が不足しておりますので、その申請地の前にハウス、そのハウスがあるわけですが、そこから水を引っ張っていくという計画のもとで、これ申請をされているところでございます。内容は以上でございます。どうぞ御審議方よろしくお願ひいたします。

○2番委員（橋口 丈一君）　2番橋口です。農地法第3条の許可申請の現地調査に行ってまいりましたので報告いたします。28番の案件でございますが、譲り渡し人、譲り受け人、いずれも町内の方でございます。資料は10ページの右側から18ページの左まででございます。所在地は、上地区の秋時から、石坂方面に向かっていきますと、免田川が流れております。免田川を渡る手前に秋時橋というのがありますが、この秋時橋を渡る手前の右手、1枚目の変形田でございます。その一部分を、以前からつくっておられたということで、小作契約というような形で、引き受けられたということで、今朝、本人と話をしましたところ、もう年も年だからから、これもう小作契約はやめようと、ということを考えましたということ。そうゆうことで、説明されました。場所といいますか、地番は上南、字宮下284番地でございます。402平方メートル。一般的な水田でございますので、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○1番委員（深松 守君）　1番深松です。29番の説明したいと思います。譲り渡し人と譲り受け人は、ともにあさぎり町内の個人の方です。譲受人は、譲り渡し人のめいごさんの配偶者となります。資料は、18ページ右側から、25ページ。いいですかね。すいません。22ページでした。すいません。場所は、岡原ライスセンターの北側に、400メートルほど行ったところと、専立寺、お寺のところの隣、それと、同じく、ライスセンター、より南の、400メートルほど行ったところの、土地です。何分めいごさんとその配偶者の方が新規就農で、ここ数年頑張っておられますので、そのために土地を探しておりましては、やはり土地を探すことが厳しくて、ご親戚の方からの、譲渡となり、移転譲り受けとなると、ということですので、御審議の方をよろしくお願ひします。

○8番委員（松本 廣幸君）　はい、8番、松本です。申請番号30番について説明いたします。ページは2

3ページから25ページになります。詳細は、事務局から報告あったとおりですけれども、場所は、25ページの地図、右側見ていただきまして、免田川の、第2橋、中央ですね。この中央に見えます第2橋の手前を北側に200メーターほど入り込んだ農地になります。この農地は宅地等、田の間に挟まれていて、2筆ですが、1枚の田んぼになっておりました。現在、四、五年前よりちょっと耕作放棄地のような状況でしたが、譲り受け人が町外の方でありますけれども、町内で事業されておりまして、ここで、野菜等をつくりたいとのことでしたので、放棄地の解消になればと思っております。審議方よろしくお願ひします。終わりです。

◎農業委員会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号27番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。

○5番委員（吉田 利明君） 質問じゃなかですけど。先ほど藤本委員のほうから説明がありましたとおり、3月1日の理事会におきましてですね、14ページを見ていただいていただければ申請地の波線うっているところに、ポンプがあります。そのポンプを使って、道路の横の、今、砂利道に砂利、砂利で、してあるところを、舗装することになりました。育苗センターのポンプから水を引くと、どうしても水量が足らないということで、申請地のところのポンプを使って、そこから、今の砂利道のところに配管する工事っていうことで、1日の理事会より、舗装が800万円、配管が200万円、スプリンクラーが約200万円の1,200万円で、理事会によって、承認を受けました。今年の水稻育苗、また、WCS、これがですね、もう飽和状態、お断り、蒔く時期によつては、1,000枚程度お断りをしたところでございます。中球磨育苗センターとしても、15万枚ばかり、水稻からWCSの育苗、蒔いています。なかなかハウスの中ということで、成長がのびますので、今WCS関係も、昔の、イグサの先刈り機ということで、使って、先を刈って生産者の方に、しとるところです。それでどうしても、やはり、錦の育苗なんかはですね外に、しているけん、やっぱ丈夫な苗ができておりますので、その辺を考慮した中で、私も前からずっとあそこ舗装して、育苗の苗を広げてほしいという、ことで申し上げて、おったところです。3月末、先ほど申しましたそういう理事会に承認されましたので、早急に、工事に入りました皆様方から受けました育苗のほうもやっていきたいと思います。以上です。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい、ほかにありませんか。質疑なしと認めます。申請番号27番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがつて、申請番号27番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号28番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号28番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがつて、申請番号28番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号29番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号29番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがつて、申請番号29番の案件は、関係については、原案のとおり決定いたしました。申請番号30番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号30番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがつて、申請番号30番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は26ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号24番ですが、資料は26ページ、右側から31ページになります。譲り渡し人は、町内の個人、譲り受け人は町外の法人の方です。転用する土地としましては、2筆で、地目は台帳、現況ともに畠と、台帳が田、現況が畠、転用面積が合計310平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は、全体で250万円です。転用の目的は、個人住宅です。27ページ、左側の地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり町役場から50メートルの距離にある農地で、第3種農地のため、個人住宅への転用は可能です。30ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号24番の案件について、13番委員の多田委員より報告をお願いします。

○13番委員（多田 喜一郎君） はい、13番委員の多田です。今もう説明がありまして非常に皆さんもおわかりのわかりやすいところで、必要ないかなと思いますけども、再度、現地調査やった結果ちょっと報告します。そういうことで、売り渡し人が、譲渡人ですね、町内の中で、譲受人のほうが、町外の方です。すぐこの役場の裏の、何回も案件があってますけども、ところの1区画になります。現地はちょうどもう、宅地にずっと囲まれているところのちょうど空き地になります。2筆になりますけども、地目は、もう田と畠ですけども、もう1枚になってまして、1枚の畠という形で見受けられます。周りがもう宅地でありまして、これが、家を建てるということになっても、何も問題はないというふうに思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号24番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号24番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、利用権設定に関わる分について説明いたします。資料は33ページからごらんください。左側上段の申請番号92番から、飛びまして資料42ページ、左側下段、128番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。同じく資料42ページ、右側上段の、申請番号129番から、資料45ページ、左側上段、135番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。同じく資料45ページ、左側下段の、申請番号136番から、資料49ページ、左側下段、152番までは、新規の賃貸借権の設定です。同じく49ページ、右側上段の、申請番号153番から、資料49ページ左側下段、154番までは、新規の使用貸借の設定です。資料50ページ、左側上段の申請番号155番から156番までは、新規の農地中間管理事業による、貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかる部分について、説明をいたします。資料は50ページ右側からごらんください。今回の申請は5件で、申請番号13番から16番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号17番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号13番の買い入れ価格は、10アール当たりすべて70万円です。申請番号14番から15番までの買い入れ価格は、ともに10アール当たり60万円です。申請番号16番の買い入れ価格は、10アール当たり、20万円です。申請番号1

7番の売り渡し価格は、10アール当たり30万7,500円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。51ページから58ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図につきましては、13番から16番の農地を掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会長（杉下 和治君） はい、議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。はい。

○15番委員（石山 孝史郎君） 質疑じゃなかですけども、要望です。利用権設定書の右下のほうに、担当委員の印鑑（氏名ゴム印の意）をおしてあるけど、おしてあつと、おしてなかとがあつて、できれば全部をしてもらったほうが、確認しやすいと思いますので、お願ひしたいと思います。

○◎農業委員会長（杉下 和治君） 例えば、何ページ。

○15番委員（石山 孝史郎君） 49ページば見てもらって、上段のほうに、はい。大体だれが担当したとのわかるごとしてもらいたかと思います。上段のほうは的射場くんの名前が印鑑押してあって、右側の、名前は言っていいのかな、名前、右側のほうは印鑑を押してなかでしょう。そこんところを全部印鑑押してもらったほう確認しやすいと思いますので。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） 後でまた確認をしますけど、多分新規ですね、まだ皆さん方にする前に、当時、当事者同士といいますか、そちらでこられた部分かなと思われますので、そこはちょっと確認してまた連絡したいと思います。

○◎農業委員会長（杉下 和治君） はい。よかですかね今んと。はい。ほかにありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会、第12回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和3年4月12日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 21番 宮原 久子

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 福永 高嗣